

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（弔意の押しつけ反対等の要求特集号） 2022年8月24日 NO.626

志は大きく持ち、 全都学校事務職員の要求を代弁できるように

東学の現状は、少数組合です。しかし、数は少なくても、志は大きく持ちたいです。全都の学校事務職員の要求を代弁できる組合でありたい、と考えています。数が少ないから、要求も小さく、とは考えません。

○機関紙の発行と東学WEBの活用。組合員に情報を周知させる手段としても、組合員以外に宣伝する手段としても活用していきます。

○諸要求書の提出。その都度作成し、提出します。全都の学校事務職員の要求を代弁するため、要求書の提出を積極的に取り組んでいきます。

4者協・安倍元首相の「国葬」実施に関わる 弔意の押しつけに反対する要求書を提出する

4者協は、8月1日都教委に対して、安倍元首相の「国葬」実施に関わる弔意の押しつけに反対する要求書を提出しました。

政府は、7月22日に、閣議決定を行いました。安倍元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行い、費用は全額国が負担するというものです。学校に、児童・生徒や教職員に、弔意の押しつけがなされるのではないかと危惧します。「国葬」を行う法的根拠がないという問題もあります。

安倍元首相の「功績」には、疑問があり、評価が分かれます。2度にわたる安倍政権は、教育基本法を改悪し、学校現場に「教育再生」を押し付けてきました。また、集団的自衛権行使容認の閣議決定、安全保障法制の強行成立、失敗に終わった「アベノミクス」は貧困と格差を拡大させ、森友・加計問題、桜を見る会問題などでは、公文書のねつ造と改ざん、統計偽装、行政の私物化、国会軽視など、様々な「負の遺産」を残したままです。

現時点では、詳細は未定です。政府決定に従い、文部科学省が都道府県教育委員会に、弔意表明の通知を出し、学校にそれが強制されることが危惧されます。半旗・弔旗の掲揚、黙とうなどについて「要請」がなされ、押し付けられることを危惧します。

「国葬」は、国民に対して、弔意の表明を強要し、批判を許さず、美化するものです。憲法の国民主権、思想信条の自由などの基本的人権の尊重に反するものです。

1. 児童・生徒と教職員に対して、弔意の表明を強要しないこと。
2. 半旗・弔旗の掲揚を強要しないこと。
3. 黙とうを強要しないこと。
4. 憲法違反の「国葬」を取りやめること。

「地方公務員等のマイナンバーカードの取得の推進について」（依頼）に関する申し入れについて

8月2日には、マイナンバーに関する要求書を都教委に提出しました。マイナンバー取得は、あくまでも「任意」であることを確認するよう要求しました。

総務省は、「地方公務員等のマイナンバーカードの取得の推進について（依頼）」と題する通知を7月25日に発出しました。文部科学省も、同様だと思われます。

通知文によると、7月26日からマイナンバーカードの未取得者に対して、QRコード付き交付申請書が、順次発送される機会を捉え、地方公務員の取得をさらに推進する内容となっています。「マイナンバーカードは、健康保険証として利用することが可能なほか、マイナーポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報を見ることができするなど、職員自身の健康増進につながるものです。」利便性が強調されていますが、デメリットもあります。

法律上の義務でもないマイナンバーカード取得に対して、「事実上の強制」となることは、あってはなりません。カード取得が強制でないこと、および職員のプライバシーが保護されることが必要です。

1. マイナンバー取得は、あくまでも「任意」であることを確認すること。
2. プライバシーを保護すること。
3. 学校事務職員の負担とならないよう、事務手続きを簡素化すること。

2022年度旅費・時間外勤務手当について

旅費や時間外勤務手当は、重要な勤務条件です。特に、時間外勤務手当については、働き方とも関係します。時間外勤務手当の請求について、年間目途額を超えそうな場合は、どうしたらいいのか。昨年9月に都教委から、以下の回答を得ています

1. 管理職の命令があって、始めて超過勤務が成立する。
2. 学校の年間目途額を超える場合は、区教委で調整してもらう。学校間の調整。
3. 区教委で調整しても無理なら、都教委に増額申請をする。

【時間外勤務手当】

算定基礎	小学校	5月1日現給（給料＋諸手当）×12月×2.14%相当の年間目途額
	中学校	5月1日現給（給料＋諸手当）×12月×2.246%相当の年間目途額
当初予算の状況	小学校	152,964（千円）
	中学校	74,470（千円）

【普通旅費】

小学校	533,585（千円）
中学校	572,339（千円）

【コラム欄】

■昨年、ある地区で、時間外勤務をやったにも関わらず手当が出ない、という事態が発生しました。当初、その地区では、学校間調整をすることも都教委に増額申請をするなどということも、やっていませんでした。学校事務職員も、最近は忙しくなりました。時間外をやったら手当請求をする、というあたり前のことを確認する必要があります。